

住環境対策として、空き家の対策は年々高まっており、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行、住生活基本計画において初めて空き家に関する成果指標が設定されたことから、住宅・土地統計調査における空き家把握に関する重要性が増大していること、また、東日本大震災から7年を経過したことを踏まえ、以下の3点に着目し、調査事項の変更の検討を行う。

1 調査事項の追加の検討

<空き家に関する調査事項>

現在、社会的に問題となっている空き家について、世帯からの視点（所有者側からの視点）で捉え、その実態を把握する。

2 調査事項の削除の検討

<東日本大震災に関する調査事項>

平成30年時点では7年が経過し、平成25年調査時に調査していた東日本大震災による転居については、見込まれないと思われる。

3 調査事項の変更の検討

<利用者からの要望に対する調査事項の変更>

住宅・土地統計調査の一般の利用者、または各府省、都道府県、市区町村などからの要望に応え、必要に応じて調査事項の見直しを行う。

※ 現在、各府省・都道府県・市区町村に行った、平成30年住宅・土地統計調査に係る調査事項等に関する要望についてのアンケートを取りまとめ中

- 一部抜粋したものは、参考1を参照
- 空家等対策の推進に関する特別措置法の概要については、参考2を参照

平成30年住宅・土地統計調査の調査票に関する主な要望

各省庁、各地方公共団体へ調査事項等についてのアンケート調査を行った結果、調査票への主な改善要望については、以下のとおり。

1 新規追加項目

- 調査票甲に現住居以外で所有する住宅の項目の追加
- 調査票乙の現住居以外で所有する住宅のうち、ふだん居住がないものについて「建て方」、「建築の時期」、「用途」などの項目の追加
- 調査票甲乙の住宅に設置してある給湯設備、暖房設備などの省エネ設備や省エネ住宅に関する項目の追加 等

2 調査事項の名称変更、区分変更等

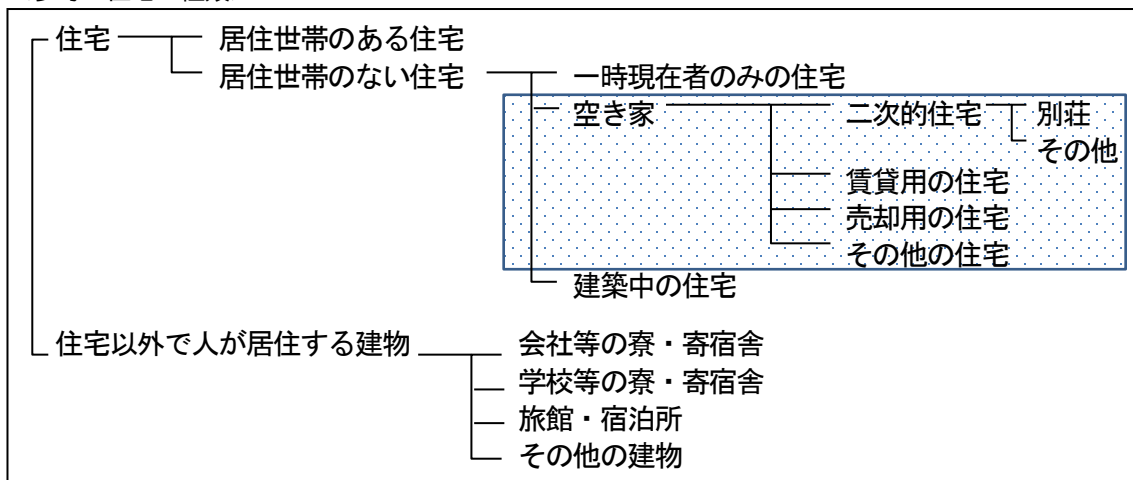
- 調査票甲乙の床面積、敷地面積を選択式へ変更
- 調査票乙の現住居以外の土地について、「農地・山林」の区分を「農地」と「山林」に分割
- 調査票乙の現住居以外の土地の利用現況について、「空き地・原野など」を「空き地」と「原野、荒地など」に分割
- 建物調査票の居住世帯のない住宅の「空き家」（その他）の区分を細分化し、「空き家を管理しているか否か」又は「居住可能か否か」に区分変更
- 「建築の時期」、「取得方法・取得時期」の区分を現在の14から7から8個程度にまとめる
- 調査票甲乙の「持ち家か 借家かなどの別」の選択肢にシェアハウス、サービス付高齢者住宅を追加 等

住宅・土地統計調査と空家等対策の推進に関する特別措置法との関連

住宅・土地統計調査の調査対象となる「空き家」

- 住宅・土地統計調査の調査対象は、家庭生活を営むことができるように建築又は改造された住宅のうち、ふだん人が居住していない住宅については、調査員が外観等により居住世帯のない住宅の種類、建て方、構造、腐朽・破損の有無、建物全体の階数、道路の幅員を把握

<参考：住宅の種類>



共同住宅の空き家について特別集計 (空き家の比重高く、利用者からの要望も多い)

- 外観等では把握できない住宅の属性について、調査対象となった空き家と同じ建物内にある他の居住世帯の情報などを基に推計
 - ・ 所有の種類(民営、民営以外(公営、公社等))
 - ・ 建築時期
 - ・ 床面積



住宅・土地統計調査においては、壁や屋根が崩れ落ちていたりなど、家庭生活が営めない状態で管理されていないような「廃屋」は調査の対象外

空家特措法による「特定空家等」

- ・ 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・ 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・ 適切な管理が行われないうちに著しく景観を損なっている状態
- ・ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

市町村の役割：「空家等対策計画」の作成

- ・ 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類
 - ・ 空家等の調査に関する事項
 - ・ 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - ・ 特定空家等に対する措置
- などを定める